

令和8年度 定期監査報告 (第1号)

1. 監査の対象 根室市港湾整備事業会計

根室市水道事業会計

根室市下水道事業会計

根室市病院事業会計

2. 監査の期間 自 令和8年 5月11日

至 令和8年 6月19日

3. 監査の場所 監査委員事務局

4. 監査執行者 根室市監査委員 宮 野 裕 行

根室市監査委員 五十嵐 寛

5. 監査の範囲

今回の監査は、上記会計を対象として、令和7年度における財務に関する事務全般を監査の範囲とした。

6. 監査の結果及び意見

各事業会計主管課より提出された関係書類及び諸帳簿等に基づくほか、それぞれ事務担当者より内容の説明を受けるなど、根室市監査委員事務運営規程に従い、通査の方法をもって監査を実施したものである。

監査実施結果においては、その都度主管課長・主査に対し講評し、事務処理上軽易な事項については、速やかに措置するよう指導したがその概要については別記のとおりである。

I. 根室市港湾整備事業会計

● 港 湾 課

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 花咲港区臨港道路路面清掃委託契約において、指名競争入札執行通知では契約保証金を免除する旨が記載され、契約書頭書においても免除の記載があるにもかかわらず、契約書第4条では契約保証金の納付について規定されており、通知内容及び契約書の記載に整合性を欠いている。
- 契約書の作成に当たっては、通知内容との整合性を十分確認されたい。

II. 根室市水道事業会計

● 上下水道総務課・水道課

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 納沙布加圧ポンプ室水位調整弁修繕請負契約書において、契約書第9条に規定する発注者による監督職員氏名の通知が受注者に対して行われていないので、契約内容に基づき履行されたい。(上下水道総務課)
- (2) 給水待機業務委託契約書において、契約書第1条に規定する、別紙「給水待機業務仕様書」が契約書に添付されていないので、適正に事務処理されたい。(上下水道総務課)
- (3) 普通貨物車賃貸借契約（長期継続契約）において、
- ① 執行伺書及び見積合通知文案に概要・仕様等を「別紙のとおり」と記載しているが、仕様書が添付されていないので、適正に事務処理されたい。
 - ② 賃貸借契約書第8条に規定する賃貸借物件に係る納入通知書が未提出であり、第9条第1項及び第2項に規定する物件の検査等も行われていないので、契約内容に基づき履行されたい。(上下水道総務課)
- (4) 薬品注入タンクの売買契約書において、契約書第6条に規定する、買主による調査職員氏名の通知が売主に対し行われていないので、契約内容に基づき履行されたい。(上下水道総務課)

Ⅲ. 根室市下水道事業会計

● 上下水道総務課・下水道課

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 根室下水終末処理場エアコン設置工事において、契約保証金に係る金融機関保証書原本がファイリングフォルダに保管されたままとなっており、工事引渡後速やかに契約人に返還されていないことを確認したので、速やかに返還処理を行うとともに、当該書類の管理方法について改善を図られたい。(上下水道総務課)
- (2) 以下の工事及び委託契約において、①にあっては前金払及び部分払を行うこと、②にあっては契約保証金を徴すること及び前金払を行うことを、執行伺書及び執行通知に記載しているが、契約書では関係規定が削除されており、通知内容と契約内容に不整合があるので、契約書の作成にあたっては条文の整合性を十分に確認されたい。(上下水道総務課)
 - ① マンホール蓋等更新工事（雨水）
 - ② 根室中央第2中継ポンプ場機械電気設備更新設計委託

IV. 根室市病院事業会計

● 企画管理課

○ 企画管理担当

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 以下の単価契約に係る入札において、委任を受けた代理人により入札が行われたが、入札代理人の押印がない入札書が認められた。

本件は入札の有効性に関わる事項であることから、入札執行時における入札書の確認を徹底されたい。

- ① 医薬品
- ② 試薬品
- ③ 一般診療材料

- (2) 臨床検査委託業務契約に係る見積合において、代表者の職氏名が記載されていない見積書が認められた。

本件は見積合の有効性に係る事項であることから、見積合せ執行時における見積書の確認を徹底されたい。

- (3) 以下の委託契約に係る見積書において、見積書提出通知に記載された業務名と一致していないので、確認を徹底するとともに、適正な見積書の提出について業者に対し指導されたい。

なお、本件については過去2回以上同様の事例が認められていることから、業者への指導及び提出書類の確認を徹底し、改善されたい。

- ① GEHC社製放射線機器保守点検委託
- ② 麻酔モニター点検業務委託
- ③ 超音波診断装置保守点検委託
- ④ 調剤支援システム保守点検委託
- ⑤ 内視鏡保守点検委託

- (4) 超音波診断装置保守点検委託契約において、見積書予定価格が設計図書の金額と相違していることから、見積予定価格書の作成にあたっては、細心の注意を払い、適正な見積合の執行に努められたい。

- (5) 以下の長期継続契約において、長期継続契約を締結することができる契約事務の取扱要領第4条第1号エでは、契約期間全体の金額を基準として契約事務を執行することとされているが、本件では単年度額を基準として事務が執行されていることから、決裁区分等の取扱いに誤りが認められるので、関係規程等を確認のうえ、適正に事務処理されたい。

- ① 市立根室病院エレベーター保守点検業務の長期継続契約については、3年間の契約期間全体の金額が1,000万円以上であることから、根室市病院事業決裁規程

第6条別表に定める専決区分上、見積合の執行者、予定価格作成者及び決裁権者は病院事業管理者とすべきところ、これらが事務長とされている。

- ② 市立根室病院自動ドア保守点検業務（手術室）の長期継続契約については、3年間の契約期間全体の金額が50万円以上であることから、同規程第6条別表に定める専決区分上、見積合の執行者、予定価格作成者及び決裁権者は事務長とすべきところ、これらが課長とされている。

（6） 市立根室病院消防設備点検業務委託契約において、

- ① 契約書第10条に基づく管理技術者が、受注者より通知されていないので、受注者に対し指導されるとともに、確認を徹底されたい。
- ② 契約書第31条第2項に基づく検査結果が、受託者に対し通知されていないので、契約書通りに履行されたい。

● 医師・医療人材課

○ 医師・医療人材担当

1. 服務について

【指摘事項】

（1） 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員の報酬について、

- ① 日額の算定方法について、根室市病院事業会計年度任用職員の給与等に関する規程第18条第2項では、基準月額を21で除した額に、1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額と定められている。

しかし、実際に支給されている報酬を、規程に基づき算定した額と照合したところ、日額の算定に誤りが認められ、支給額に不足が生じている。

- ② 時間外勤務手当について、同規程第20条第2項の規定に基づく1時間当たりの報酬額は、第26条第2項第2号により、第18条第2項の規定により算定された日額及び特殊勤務手当等の日額を基礎として算定すると定められている。

しかし、①で述べたとおり、第18条第2項に基づく日額の算定に誤りが認められたことから、これを基礎として算定する1時間当たりの報酬額についても、その算定方法を含め、確認が必要である。

- ③ 欠勤に係る報酬減額について、同規程第27条第2項の規定に基づく1時間当たりの報酬額は、第26条第1項第2号により、第18条第2項の規定により算定された日額を、1日当たりの勤務時間で除して得た額と定められている。

しかし、①で述べたとおり、第18条第2項に基づく日額の算定に誤りが認められたことから、これを基礎として算定する1時間当たりの報酬額についても誤りがあり、その結果、支給額に過払いが生じている。

なお、本件は個別事案ではなく、日額で報酬を定めるすべてのパートタイム会計年度任用職員に共通する事案である。

また、報酬額の算定に当たっては、算定項目ごとに端数処理の取扱いが異なることから、関係規程を十分に確認し、適正な報酬額の算定方法及び端数処理の取扱いについて整理のうえ、必要な是正措置を講じられたい。

- (2) パートタイム会計年度任用職員の報酬において、時間外勤務時間数の把握誤りにより、一部が集計に反映されておらず、支給額に不足が生じている。

● 医 事 課

○ 医 事 担 当

1. 契約事務について

【指摘事項】

- (1) 眼科診療支援システム保守点検業務委託契約において、契約書第10条に基づく検査が実施されていないので、契約書通りに履行されたい。

● 地域医療連携室

○ 地域医療連携担当

・特記事項なし

● 栄養管理室

○ 栄養管理係

・特記事項なし